

## 鉦工業プロジェクト選定確認調査

( APEC 域内途上エコノミーにおける WTO キャパ  
シティ・ビルディング・ベースライン調査 )

### 報告書

2 0 0 1 年 4 月

国際協力事業団  
鉦工業開発調査部

|        |
|--------|
| 鉦調計    |
| JR     |
| 01-102 |

# 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第 1 章 総論                           | 1  |
| 1 - 1 背景・経緯                        | 1  |
| 1 - 2 調査目的                         | 1  |
| 第 2 章 調査結果概要                       | 3  |
| 2 - 1 支援対象国調査                      | 3  |
| 2 - 1 - 1 マレーシア国                   | 3  |
| 2 - 1 - 2 フィリピン国                   | 4  |
| 2 - 1 - 3 タイ国                      | 5  |
| 2 - 1 - 4 インドネシア国                  | 6  |
| 2 - 1 - 5 ヴィエトナム国                  | 7  |
| 2 - 1 - 6 ペルー国                     | 8  |
| 2 - 2 支援リソース（ドナー動向）調査              | 9  |
| 2 - 2 - 1 カナダ国                     | 9  |
| 2 - 2 - 2 アメリカ合衆国                  | 10 |
| 2 - 2 - 3 チリ国                      | 11 |
| 第 3 章 APEC 域内の貿易自由化に向けた動き          | 13 |
| 3 - 1 地域統合と自由貿易協定                  | 13 |
| 3 - 1 - 1 地域統合                     | 13 |
| 3 - 1 - 2 二国間および地域自由貿易協定の締結および実施状況 | 16 |
| 3 - 2 各ドナーによる支援状況                  | 21 |
| 3 - 2 - 1 マレーシア国                   | 21 |
| 3 - 2 - 2 フィリピン国                   | 23 |
| 3 - 2 - 3 タイ国                      | 25 |
| 3 - 2 - 4 インドネシア国                  | 27 |
| 3 - 2 - 5 ヴィエトナム国                  | 28 |
| 3 - 2 - 6 ペルー国                     | 30 |
| 3 - 2 - 7 チリ国                      | 32 |
| 第 4 章 各国の WTO 協定実施に係る現状            | 33 |
| 4 - 1 マレーシア国                       | 33 |
| 4 - 1 - 1 近年の貿易政策のレビュー             | 33 |
| 4 - 1 - 2 関連法制度整備状況                | 35 |
| 4 - 1 - 3 実施体制                     | 37 |

|           |              |     |
|-----------|--------------|-----|
| 4 - 1 - 4 | 協定遵守状況       | 43  |
| 4 - 1 - 5 | 国内人材リソース     | 44  |
| 4 - 2     | フィリピン国       | 46  |
| 4 - 2 - 1 | 近年の貿易政策のレビュー | 46  |
| 4 - 2 - 2 | 関連法制度整備状況    | 48  |
| 4 - 2 - 3 | 実施体制         | 49  |
| 4 - 2 - 4 | 協定遵守状況       | 55  |
| 4 - 2 - 5 | 国内人材リソース     | 57  |
| 4 - 2 - 6 | 民間セクター概況     | 58  |
| 4 - 3     | タイ国          | 59  |
| 4 - 3 - 1 | 近年の貿易政策のレビュー | 59  |
| 4 - 3 - 2 | 関連法制度整備状況    | 59  |
| 4 - 3 - 3 | 実施体制         | 60  |
| 4 - 3 - 4 | 協定遵守状況       | 66  |
| 4 - 3 - 5 | 国内人材リソース     | 68  |
| 4 - 3 - 6 | 民間セクター概況     | 69  |
| 4 - 4     | インドネシア国      | 70  |
| 4 - 4 - 1 | 近年の貿易政策のレビュー | 70  |
| 4 - 4 - 2 | 関連法制度整備状況    | 72  |
| 4 - 4 - 3 | 実施体制         | 73  |
| 4 - 4 - 4 | 協定遵守状況       | 81  |
| 4 - 4 - 5 | 国内人材リソース     | 82  |
| 4 - 5     | ヴェトナム国       | 85  |
| 4 - 5 - 1 | 近年の貿易政策のレビュー | 85  |
| 4 - 5 - 2 | 関連法制度整備状況    | 87  |
| 4 - 5 - 3 | 実施体制         | 88  |
| 4 - 5 - 4 | WTO 加盟交渉の現状  | 95  |
| 4 - 5 - 5 | 国内人材リソース     | 100 |
| 4 - 6     | ペルー国         | 102 |
| 4 - 6 - 1 | 近年の貿易政策のレビュー | 102 |
| 4 - 6 - 2 | 関連法制度整備状況    | 103 |
| 4 - 6 - 3 | 実施体制         | 103 |
| 4 - 6 - 4 | 協定遵守状況       | 109 |
| 4 - 6 - 5 | 国内人材リソース     | 111 |
| 4 - 6 - 6 | 民間セクター概況     | 111 |
| 4 - 7     | チリ国          | 112 |
| 4 - 7 - 1 | 近年の貿易政策のレビュー | 112 |

|           |           |     |
|-----------|-----------|-----|
| 4 - 7 - 2 | 関連法制度整備状況 | 113 |
| 4 - 7 - 3 | 実施体制      | 113 |
| 4 - 7 - 4 | 協定遵守状況    | 115 |
| 4 - 7 - 5 | 国内人材リソース  | 117 |

## 第5章 重点協力対象国における WTO 協定実施に向けた課題と改善方法 119

|           |          |     |
|-----------|----------|-----|
| 5 - 1     | マレーシア国   | 119 |
| 5 - 1 - 1 | 優先度の高い課題 | 119 |
| 5 - 1 - 2 | 留意事項     | 121 |
| 5 - 2     | フィリピン国   | 122 |
| 5 - 2 - 1 | 優先度の高い課題 | 122 |
| 5 - 2 - 2 | 改善方法の検討  | 122 |
| 5 - 2 - 3 | 留意事項     | 123 |
| 5 - 3     | タイ国      | 125 |
| 5 - 3 - 1 | 優先度の高い課題 | 125 |
| 5 - 3 - 2 | 改善方法の検討  | 126 |
| 5 - 3 - 3 | 留意事項     | 127 |
| 5 - 4     | インドネシア国  | 128 |
| 5 - 4 - 1 | 優先度の高い課題 | 128 |
| 5 - 4 - 2 | 改善方法の検討  | 129 |
| 5 - 4 - 3 | 留意事項     | 129 |
| 5 - 5     | ヴェトナム国   | 131 |
| 5 - 5 - 1 | 優先度の高い課題 | 131 |
| 5 - 5 - 2 | 改善方法の検討  | 132 |
| 5 - 5 - 3 | 留意事項     | 133 |
| 5 - 6     | ペルー国     | 135 |
| 5 - 6 - 1 | 優先度の高い課題 | 135 |
| 5 - 6 - 2 | 改善方法の検討  | 135 |
| 5 - 6 - 3 | 留意事項     | 136 |

添付資料  
 収集資料  
 参考文献  
 略語リスト

# 第1章 総論

## 第 1 章 総論

### 1 - 1 背景・経緯

多くの途上国は、WTO 協定の実施に際し、国内法制度の整備や専門家の育成等の分野において困難に直面している。このため、途上国が多角的貿易体制からのメリットを享受する上で、さらにはウルグアイ・ラウンドに続く新ラウンドに途上国が容易に参加できるように、協定の運用に従事する行政体制の強化（行政職員の育成や行政機構の整備など）を初めとした途上国のキャパシティ・ビルディングに向けた支援を実施することは、極めて重要な課題となっている。

こうした観点から、我が国は 2000 年 6 月の APEC 貿易担当大臣会合において、APEC 域内途上エコノミーの WTO 協定実施に向けたキャパシティ・ビルディング戦略を作成することを提案し、他のメンバー・エコノミーから強い支持を得た。この結果を受け、我が国は 2000 年 9 月から 10 月にかけて、APEC 域内のアジアおよび中南米 9 エコノミー（インドネシア、PNG、タイ、マレーシア、中国、ペルー、フィリピン、ヴィエトナム、台湾）を対象とした本件キャパシティ・ビルディングに係るニーズ調査を行った。本調査結果は、2000 年 11 月にブルネイで開催された APEC 閣僚会議において「戦略的 APEC 計画」として提出され、域内先進エコノミーおよび国際機関による今後の WTO 関連支援活動の基礎として各閣僚から承認された。

こうした背景の下、JICA はタイ、ヴィエトナム、インドネシア、ペルー、マレーシア、フィリピンを対象として、更なる現状把握とニーズの絞り込みを行い、将来的な支援の実施方針を検討することを目的として、本プロジェクト選定確認調査団を派遣することとした。

### 1 - 2 調査目的

#### （１）「戦略的 APEC 計画」のレビュー

「戦略的 APEC 計画」に関し、先方関係者からのコメントがあれば聴取する。

#### （２）支援ニーズ詳細に係る情報収集

先方関連機関から、上記日本側協力方針案に対する意見を聴取するとともに、支援ニーズ詳細に係るヒアリングを行う。

#### （３）その他関連情報の収集

以下の項目を初めとする関連情報を収集する。

- (a) 関連機関の実施能力（職員数 / 関連機関との連絡体制 / オフィス設備状況等）
- (b) 他ドナーの支援活動状況
- (c) ローカルコンサルタント情報（能力 / 規模など）

## 第2章 調査結果概要

## 第2章 調査結果概要

### 2 - 1 支援対象国調査

#### 2 - 1 - 1 マレーシア

##### (1) WTO 履行の対応能力に関わる現状

マレーシアでは通商産業省 (Ministry of International Trade and Industry、MITI) 多国間貿易関係局 (Multilateral Trade Relations) が WTO 関連業務の主要窓口機関であり、ジュネーブ代表部職員 (4 名) は全員 MITI からの派遣である。関係省庁との国内調整も担当し、MITI が議長を務める National Committee を通して WTO 関連の国内調整を実施する。関係省庁への WTO 関連情報の流れは良好で、ジュネーブ代表部から緊急性に応じて、直接または MITI 経由で情報が提供される。

マレーシアの WTO 協定履行能力は全般的に高いが、個別協定に関する課題は以下の通り。TRIPS 協定は、国内取引消費者省 (Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs) 知的財産局 (Intellectual Property Division) が所管し、実施面の強化を重視している。TRIPS 協定のアウェアネスの向上を目的に知的財産権研修センターを設立したが、その人的資源は弱体である。TBT 協定に関しては、科学技術環境省 (Ministry of Science, Technology and Environment) 標準局 (Department of Standards) が国家基準を認証し、SIRIM が実施及び TBT 関連の通報業務を担当する。SIRIM は公社化により政策決定機能を失っており、今後 TBT 政策に関する議論には標準局の関与が不可欠である。農業・SPS 協定の履行能力は他の協定に比べて低く、農業省 (Ministry of Agriculture) 及び保健省 (Ministry of Health) は多くの知識及び技術移転を希望している。国内法と SPS 協定との整合性に問題が残ると認識されている。紛争処理関連業務は法務長官執務室 (Attorney General's Chambers) が担当し、各省に数名ずつ職員が派遣されている。MITI に常駐する担当者の紛争に関する知識レベルは高い。サービス協定管轄省庁 (大蔵省、中央銀行等) は本キャパビル支援に関心を示さず、面談は実現しなかった。

##### (2) わが国に求められる援助ニーズ

マレーシアの WTO 協定履行に関わる能力は全般的に高く、支援希望案件の大半は、(1) 更なる専門知識向上のための研修、(2) 先進国の関連機関への職員派遣支援であった。

個別協定についてマレーシア政府が最も支援を期待している分野は、農業・SPS である。担当省庁及び MITI の両者がキャパビルの必要性を強く認識し、かつ支援を希望しているため、援助効果が高い分野であると言える。TRIPS に関しては、前述の知的財産権研修センターの強化への支援要請が上がっている。今後の支援を検討するために、現存のカリキュラム等の情報提供を要請している最中である。TBT については SIRIM の支援受け

皿としての法的位置付け上が不明確であるため、標準局の関与など受け皿の明確化が必要である。紛争処理についてはケーススタディやシミュレーションを通じた研修へのニーズが高く、また有効であろう。

## 2 - 1 - 2 フィリピン

### ( 1 ) WTO 履行の対応能力に関わる現状

フィリピンでは商工省( Department of Trade and Industry、DTI )国際貿易局( Bureau of International Trade、BITR )が WTO 関連業務の主要窓口機関であるが、農業に関しては農業省( Department of Agriculture、DA ) サービスに関しては国家経済開発庁( National Economic Development Authority、NEDA ) が担当しており、WTO 協定全般に関して一元化された窓口は存在しない。WTO 全般および省庁間にまたがる審議、政策決定は関係省庁の大臣、長官級の委員によって構成される関税および関連事項に関する委員会( Committee on Tariff Related Matters、CTRM )の一部である WTO 技術委員会( Technical Committee on WTO Matters )によって調整されている。CTRM は商工大臣、WTO 技術委員会は商工次官が委員長を務めており、事務局も商工省が担当する。ジュネーブ代表部職員は DA から派遣されている 1 名以外は外務省( Department of Foreign Affairs、DFA )職員によって構成される。関係省庁への WTO 関連情報の流れは滞りがちであり、各省庁は必要に応じてジュネーブ代表部や WTO ウェブサイトから必要な書類を入手している。BITR から配布される情報もあるが、各省庁担当者が自発的に独自のルートで情報を入手している傾向が強い。ほぼ全ての関係省庁で WTO 事務局からの情報ダウンロード環境の改善への要望があげられた。

フィリピンの WTO 協定履行能力は全般的に充分とはいえないが、特にニーズの高い個別協定に関する課題は次の通りである。 AD およびセーフガード( SG )協定は関税委員会(Tariff Commission、TC)が政策・法案策定、貿易救済措置の正式調査、認定および発動を担い、輸入サービス局(Bureau of Import Services、BIS)は予備調査ならびに関税局(Bureau of Customs、BOC)とともに日常の実施面を担当している。AD、SG に関しては WTO 整合的とされる国内法が成立したばかりであり、特に AD に関しては他国との比較を通じた国内法の精査が必要であるとともに、関連政府職員の行政能力向上、関連省庁間での情報交換のためのインフラ強化が必要とされる。 TBT 協定に関しては商工省の製品標準局( Bureau of Product Standard - BPS )が認証システム全般を所管、TBT 関連の通報業務等を担当しているが、認証(creditation)と認定(Certification)のいずれをも行う等、組織上・法制度上の問題から業務遂行に困難を感じている。 サービス協定管轄省庁( NEDA、大蔵省等 )は GATS 全般に関する関連省庁職員の理解促進および産業界に対する啓蒙活動と、金融サービス分野の自由化約束と国内法との関係精査を目的とした行政官の能力向上をニーズとして上げた。 農業分野に関しては特に SPS 等に関して高いニーズが商工省次官から示唆された。

## ( 2 ) わが国に求められる援助ニーズ

フィリピンの WTO 協定履行に関わる能力は全般的に充分とはいえず、支援希望案件の大半は ( 1 ) WTO 全般および各協定の位置付けの理解を深めるための研修、( 2 ) 政策担当者および民間に対する WTO 履行の意義と重要性を啓蒙するためのセミナー、( 3 ) WTO 関連情報を入手するための IT 環境の整備等であった。

個別機関においてフィリピン政府が最も支援を期待している対象はまず、BITR における WTO 情報入手のための IT 環境整備、ならびに BITR を中心とした関係各機関のネットワーク整備がある。AD に関しては国内法の他国との比較・精査、貿易救済措置全般に関しては、実施機関職員の能力向上ニーズが高い。TBT 分野では BPS を対象とした認証/認定制度に関わる適切な組織体制構築への支援を求められた。GATS に関しては約束表と国内法との関係の理解促進、協定履行の重要性についての認識を高めるため、関係省庁や民間を対象とした啓蒙活動が必要とされる。農業分野では TBT/SPS に関して BITR からも支援の必要性を強調されたが、今回調査では協議の対象としなかった。

## 2 - 1 - 3 タイ

### ( 1 ) WTO 履行の対応能力に関わる現状

タイでは商務省事業経済局 ( DBE ) が WTO の協定義務履行および政府部内関係省庁間の調整において一義的な責任を負う。ジュネーブから接到する WTO 関連情報に関する DBE と主要関係省庁との担当者レベルの連絡は概ね円滑である。他方、WTO 協定に係る国内法の把握および今後交渉の対象となり得る分野に係る連絡体制に関しては、関係省庁側の協定に対する理解が必ずしも十分でないことなどから DBE は困難に直面している。また、過去の GATT/WTO 関連文書 ( 交渉に係る内部文書を含む ) および関連国内法等の管理体制が不十分であることから、WTO 義務履行に関する情報掌握と今後の交渉に向けた準備体制の確立が急務である。

個別協定については分野毎に対応の課題となっているフェーズが相違している。 TBT 協定 : 工業省工業規格研究所は TBT 関連作業ならびに同協定に係る ISO 等国際標準化機関における交渉能力・戦略立案機能改善の必要を認識している。アセアン諸国および我国との連携体制の強化が課題である。 サービス : 関係省庁の GATS に対する理解のレベルにばらつきがある。大蔵省財政政策局は金融サービス交渉を通じて GATS への理解を蓄積しているが、運輸通信省郵便逓信局は国内の課題への対応等から WTO の義務履行に関する意識が稀薄である。さらに、他のサービス分野所轄省庁においては WTO/GATS に対する認識のレベルが低い。 アンチダンピング : 他国による AD 調査への対応など、対応能力の焦点は産業界側に存在している。 TRIPS : 商務省知的財産局のレベルは高いものの、さらなる人員拡充が不可欠である。

## ( 2 ) わが国に求められる援助ニーズ

ニーズが最も高い案件は DBE を中心とする情報シェアリングシステムの整備である。これはタイの法制度・行政実務と WTO 協定の整合性を判断する上での基礎とすべく、関係国内法、過去の WTO 関連文書等の電子化・共有化を行い、これを通じて情報インフラの整備を支援するものである。

GATS に関してはワークショップ、セミナー等を通じて漸進的自由化を含む協定義務への理解を高め、今後の交渉に向けてタイ政府の積極的参加を促すことが重要である。

TBT 協定に関しては関連国際標準化機関における交渉能力および戦略立案能力の向上を目指し、タイを中核としてアジア諸国の連携を促す形でのワークショップが有効である。

アンチダンピングに関しては専ら AD 発動を受ける場合が多いため、産業界（個別企業および業界団体）に対するセミナー・ワークショップのニーズが高い。我国およびタイを中心に、アセアン諸国とともに経験を共有し合う形態としていくことが有効である。

TRIPS に関しては、タイの国内法令や実施体制を踏まえ、政府部内で利用し得る研修用の教材を作成することが先方のニーズに合致する。

### 2 - 1 - 4 インドネシア

#### ( 1 ) WTO 履行の対応能力に関わる現状

インドネシアでは商工省（Ministry of Industry and Trade）が WTO 問題の中心的役割を果たしており、各省庁間の調整を行っている。シアトル閣僚会議前に出された大統領令（No. 104, 1999）により、関連各省の総局長レベルからなる国家チーム（商工省が事務局を務める）が設けられており、重要な課題は国家チームで議論・決定される。商工省は中心的な役割を果たすことが期待されるが、一方そのキャパシティは限定的である。問題は国際経験の不足、WTO 協定に関わる知識不足、限られた情報量など多岐にわたっており、加えて限られた予算や人員といった様々な制約条件が存在している。

GATS 協定に関しては中央銀行、運輸・通信省など複数の省庁が関係しており、大蔵省が調整窓口を務めている。人的資源面では優秀な人材を有するものの、組織力と調整能力が十分とは言えない。知的所有権に関しては最近、TRIPS 関連 6 法が TRIPS に適合する形で制定あるいは改正され、その実施が今後の課題となっている。また、地方分権化の流れの中で地方に対しても新法の理解を促し、実施を監督していくための研修体制確立とアウェアネスの向上が重要となっている。TBT に関しては国家標準局（National Standardization Agency）が担当しているが、同局の職員のほとんどは技術者であり、国際法及び国内法についての知識が不足している。国内においては各省庁および各地方政府が独自に様々な標準・規制を設けており、その把握は困難である。それらの標準・規制を整理して WTO 協定との適合性調査を実施することは緊急の課題と考えられる。

## ( 2 ) わが国に求められる援助ニーズ

援助ニーズとしては第一に商工省のキャパシティビルディングが重要である。協定毎のニーズとしては GATS 協定, TRIPS 協定, TBT 協定のプライオリティが高い。商工省の能力向上に関しては、まず開発調査で組織診断を行い、商工省が必要とする人材・インフラ・組織などについて分析、課題の解決方法を提言するとともに、ニーズが高い分野については技術援助を行うことが有効である。

GATS 協定に関しては人材リソース評価、人材育成ニーズの把握、国内法・規制と他国との国際比較、プロフェッショナル・サービスの現状と課題などを調査し、提言を行うことは有効な援助になる可能性が高い。TRIPS 協定に関しては研修体制を検討し、地方を含めた人材育成アクションプランを策定、可能であれば研修教材を開発し、持続的な研修につなげることが重要である。TBT 協定に関しては国内の法・規制・標準をレビュー、分析し、有効な改善策と管理体制を提言することは極めて有効である。法・規制などはインドネシア語で記載されているため、インドネシア人を巻き込んだ調査が望ましい。

いずれの協定においても調査のみに留まらず、ワークショップなどを通じた技術移転に重点をおくことが望ましい。また、アクションプラン・研修などは本支援が終了したあとも持続的に実施されることに配慮することも重要である。

## 2 - 1 - 5 ヴィエトナム

### ( 1 ) 加盟の現状

ヴィエトナムは 1995 年 1 月に WTO へ加盟を申請、加盟作業部会 ( WP ) が設置され、WP は今までに 4 回開催された。米、EU 等加盟国側の関心は高く、2000 年 7 月に米越二国間通商協定も締結された。同国は計画経済から市場経済への移行過程にあり、市場経済が確立した国を中心に設立された WTO の舞台で、政府の市場への介入をいかに縮小し、法と市場のルールに基づいた環境を構築するかが焦点となろう。

同国は昨年 11 月の第 4 回 WP では、前回 WP を前提とした各国からの追加質問への回答と SPS 協定、TRIPS 協定、価格政策に関する行動計画等の資料を提出した。また、法制度の WTO 整合化に向けて輸出入制度の改革、関税評価に関する最低価格制度の対象品目削減、外資法改正による内国民待遇の拡大、知的所有権保護法令の実施強化、企業法の公布、国営企業の改革等の制度改革を精力的に行っている。第 5 回作業部会に備えて、モノとサービスのイニシャル・オファーの早期提出が求められている。

WTO 加盟への国内体制であるが、首相府の下に National Committee が設置(1998 年)され、商業省を事務局として各省庁の次官級の調整が行われている。実際の交渉に当たるための「政府国際経済貿易交渉団」も設置され、各省庁の局長級が任命されている。しかし、商業省の調整能力に疑問を呈する意見も多く、個別協定レベルでは問題が残る。つまり、個別協定レベルでは担当各省庁における理解度や取組みの温度差が激しく、影響力の弱い省庁では実質的な対応能力や予算の制約から、海外からの援助に頼っているのが現状である。特にハードインフラが必要な分野では援助も限られており、設備と技術力の不足

が著しい。

## ( 2 ) わが国に求められる援助ニーズ

1993 年に WTO 事務局より TPR ミッションが派遣されて以来、UNDP-UNCTAD を中心とする加盟支援プログラムが実施されている。特に商業省および政府職員の能力向上については、UNDP の調整のもと、CIDA、AusAid その他の援助機関が UNCTAD および WTO 事務局と協力してセミナーや研修の実施、WTO 主催セミナーへの派遣を行っており、既に一般的なレベルの知識普及は終わったとしている。EU は 1998 年から EC-Vietnam Strategy Program に基づいて商業省を中心とした支援に着手、第一フェーズでは商業省における通商関連 LAN の敷設と研修および職員の政策能力向上、先進各国の貿易政策の分析と同国の一部産業分野における影響分析等を行っている。2001 年からのフェーズ II では商業省 LAN と関連省庁、ハノイとホーチミンに設置予定の通商関連情報ポイント ( GTPN ) を結ぶ WAN の敷設および協定別にさらなる研修が実施されることになっている。

我国として実施可能な支援としては、同国の WTO 加盟による産業への影響分析、各協定と法制度の整合性調査、官民に対する啓蒙活動等が考えられる。

## 2 - 1 - 6 ペルー

### ( 1 ) WTO 協定履行の対応能力に関わる現状

WTO 協定の実施責任は多くの省庁にまたがり、政府関係省庁間の調整能力は一般的に脆弱である。産業観光統合貿易交渉省 ( MITINCI ) は WTO 協定履行に向けて一義的な責任を負い、国内調整役を務めるが、外務省 ( MFA ) が管轄するジュネーブ代表部に MITINCI 派遣の職員がいないため、WTO との連絡は全て MFA を経由する。MFA では代表部を外交官のキャリアの持ち回り業務として扱っているため、専門性の高い職員を代表部に確保できず、ペルーの多角的貿易体制への継続的な参加を難しくしている。両者に加えて、通商政策を含む経済政策全般の策定及び予算の管理を行う経済・産業省 ( MEF ) も大きく関与し、3 者の政策調整が同国の対 WTO 政策を考える上で特に重要である。現在、ペルーの関係省庁の間で省庁間の貿易政策の調整システムや技術的課題に対応するための制度を改善する必要性が広く認識されている。

政府と民間セクターとの交流は限定的であり、WTO や関連貿易課題に焦点を合わせた官民の協議プロセスは存在しない。しかし、特定貿易交渉だけでなく広範な貿易課題や交渉に関する官民相互の情報交換の必要性は高く、ペルー政府担当者は政府と民間セクターとの公的な交流システムを構築することに関心がある。

個別協定については優秀な人材が散見されるものの、人数的な不足は著しく、若手の育成を念頭において GATT1994、紛争処理、TRIPS、TBT、SPS、原産地規則、セーフガードの分野で人材の裾野を広げる必要がある。また、ANDEAN、MERCOSUR 等の地域協定

を重視しており、このような枠組みの中でフジモリ大統領の強力な指導のもと、国内体制を整備してきた経緯があるため、WTO の協定義務の履行においては一定の能力を有している。

## ( 2 ) 我が国に求められる援助ニーズ

WTO 協定義務の履行能力を向上させるために最も優先度が高いと思われるプロジェクトは、MITINCI を中心とする WTO 関連実施機関の組織能力の強化である。ここでは、( 1 ) 省庁間調整機能の制度化の促進、( 2 ) 政府から民間セクターに対する情報提供体制の構築の促進、( 3 ) WTO 関連情報のデータベース化及び資料室の設置、を主眼としている。また、優先度の高い課題 ( GATT、TRIPS、紛争処理、TBT ) に関する知識の向上を目指した研修も併せて実施し、関係者全体の能力の底上げによって円滑な調整を促進することも有効である。

## 2 - 2 支援リソース ( ドナー動向 ) 調査

### 2 - 2 - 1 カナダ

#### ( 1 ) WTO キャパシティ・ビルディング関連支援実績について

カナダにおける WTO 関連支援については、CIDA を中心に、中米、カリブ海地域で積極的に貿易分野のキャパビル支援(貿易政策、制度構築)を行っている。主な役割は案件の直接実施と、民間および NGO が提案したプロジェクトをファイナンスし、モニタリングを行うという二通りがある。協定別の支援でカナダが実力を発揮しやすく、より興味を示すと思われる分野として SPS、TBT、AD、関税、船積み前検査、GATS 金融が挙げられる。

また、APEC 戦略プランに対する支援に関しては、賛同している。現在、新規案件として、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ヴィエトナムを対象に ( 1 ) WTO 問題の国内調整を担当するリード・エージェンシーの組織能力構築、( 2 ) GATS 金融、通信分野に絞って支援を行うことを検討。中国に対しては既存案件の継続・拡充で対応することが可能。

通商英語の能力向上の重要性は認識しており、今までに非英語圏の国では通商英語に関するコース提供支援を数多く提供している。また、持続可能性を確保することが極めて重要と考え、対象国において自力で研修を継続できるよう、講師を養成することにも注力している。未加盟国に対しては、加盟支援も大切だが、加盟後の実施に向けての支援も同様に重視している。今後のプロジェクト策定に際しては、ドナー間のコーディネーションが非常に重要と考えており、各ドナーの既存案件 ( 特に WTO による研修等 ) を検討し、無駄がない形で取り組んでいくべきだろう。

## ( 2 ) 国内人材リソースについて

カールトン大学の貿易政策・法律センター ( Carlton University, Center for Trade Policy and Law ) では、CTPL 所属スタッフ ( 約 15 名 ) の他に、アソシエイト、外部専門家との豊富なネットワークを持っている。移行経済国 ( グルジア、ウクライナを含む旧ソ連諸国 )、中米、アジア ( ヴィエトナム、タイ、中国、バングラデシュ、南アジア )、アフリカ ( ケニア、ナイジェリア ) 等で WTO 分野のキャパビルで、政策策定と個別協定実施等 WTO 協定のあらゆる分野にて豊富な経験あり。WTO は中立な立場でしか支援できないが、CTPL はクライアント国がどうすれば WTO 協定をその国の状況に合った形で実施できるかについて現実的なアドバイスを行うことが可能。また、カナダ国内の政策担当者には漏らさないなど、守秘義務を守ることを原則としている。インターネットや電子メールによるアドバイス業務も開始し各国の政府高官からの問い合わせにも迅速に対応している。CIDA 以外にも IDB、WB、英国援助機関等によるプロジェクトに参加実績あり。コストについては、アメリカのコンサルタントほど高くない。また、CIDA の要請にて、学識経験者、民間コンサルタント、法律家、会計士、政府職員を含め、かなり包括的な人材データベースを作成した。

## 2 - 2 - 2 アメリカ合衆国

### ( 1 ) 他の援助機関の WTO キャパビル関連プロジェクト実施状況について

世銀や、IDB、USAID でも WTO キャパビルに関するプロジェクトを既に実施しており、逆に日本の援助が遅れている感がある。IDB や USAID では、実際のプロジェクト業務は外注でなされることが多く、本部ではなく現地事務所が案件実施に際して主要な役割を担っている。世界銀行では WBI (World Bank Institute) を通して多様なテーマについて研修を実施している。研修資料として既に様々な教科書、ハンドブック、マニュアル、CD-ROM を作成しており、WTO 派遣の専門家も参加し、遠隔教育も実施している。近年、パートナーシップ確立を目指した動きは多いが、本件もコーディネーションを図るメカニズムの確保が必要であろう。貿易分野における他ドナーとの協調経験として、IDB と USAID との協調案件がある。例えば、USAID が機材を提供、その設置が済んだ段階で IDB が研修を実施するといったことが可能である。また、ADB と IDB の共同イニシアティブとして、Trans-Pacific Business Network と呼ばれるイニシアチブが立ち上げられた。貿易と統合、地域貿易協定、通商政策に係る知識の移転をねらいとしたものである。ただし、世銀や USAID については、は特に貿易という切口から各国の援助政策を策定しているわけではない。ニーズがある国で要望を吸い上げ、実施するプロジェクトの中に通商分野が入っているという形である。

### ( 2 ) ローカルコンサルタントの活用について

ワシントン DC に事務所を持つ、コンサルティング会社、シンクタンを 6 社訪問。特

に SIA など一部コンサル会社については、途上国における WTO、貿易関連のキャパビル実績が豊富。クライアントの大半は民間企業だが、援助機関の仕事も請け負ってきており、サブ・コントラクトの経験等もあり。現地事務所を通して、現地の法律や事情に精通した専門家が、現地の言葉でサービスを提供することも可。また、シンクタンクについては、研究に専念しているところが多く、キャパビル業務の実績はほぼ皆無であった。

### ( 3 ) キャパシティ・ビルディング実施にあたって

日本国内の以前厳しい経済状況もあり、より「顔の見える援助」を推進していく必要があると思われるが、本件については日本国内において WTO に関わる人材も限られており、アメリカ等の先進国において WTO 分野で経験のあるコンサルタントの活用や、既存する他の JICA スキームとの連携等様々な可能性を探る必要があると思われる。

キャパシティ・ビルディングはスポット的な支援ではなくて、最低で 5 年、あるいは 10 年間続けるという覚悟でやらないとよい成果は望めない。今回のキャパビル支援を成功させるためには、各国で WTO を直接担当する省庁だけでなく、その他、議会や大蔵省等の関係者も広く巻き込む必要がある。特に、国家予算を握っている機関にその能力構築の必要性を十分に認識させ、必要な予算を分配させるよう働きかける必要があるだろう。現在、アメリカは政権が変わったばかりで、今後とも現在の規模で貿易関連のキャパビル支援が続くかは未定。

## 2 - 2 - 3 チリ

### ( 1 ) チリの通商政策

ピノチェト大統領時代に実施された徹底した経済自由化政策のもと、7～80 年代に国営企業の民営化が促進され、その後の貿易自由化への下地を作った。チリ政府は基本的に WTO を含めた多国間枠組みを重視。ただ、WTO が抱える様々な問題によりラウンドがなかなか立ち上げられないことから、ユニラテラル、バイラテラルな取り組みも考慮に入れて通商政策を組み立てている。

### ( 2 ) WTO 協定整合化に向けてのチリの国内体制構築

チリの WTO 協定への国内法整合化作業はほぼ完了。現在残っている課題についての法案も現在審議されており、2001 年 3 月には上院、下院にて可決される予定。WTO 協定関連については、外務省 APEC 課と WTO 課（リカルド・ラゴス課長は現大統領の息子）が担当。国内における業務調整を効率化させるために、WTO 関連省庁間の各々の責任範囲を明確化させる作業をここ 5 年ほど実施。個別協定の担当は個々の省庁に分かれるが、WTO 問題の国内調整及び対外的な発信は MOFA の対外経済協力局が担当。難しい政策レベルの課題には官民関係者が参加して設置されている「国際経済関係審議会」で議論される。国内の人材育成については、特に決まった制度はなく、基本的には OJT で能力

を構築。また、研修等で得た知識は参加者個人に留まらず、官・民の関連機関に移動して知識普及の一助となることが多い。

### ( 3 ) チリができる通商分野の支援

新ラウンド立ち上げのための途上国へのキャパビルの必要性について賛同。チリは支援を受ける立場ではなく、支援を実施する立場にある。既に MOFA が近隣諸国へのキャパビル支援経験を相当積んでおり、日本と共に本件の枠組みの中で支援を行うことに関心あり。通常、AGCI はこの分野における支援に関与しない。分野については、交渉技術、競争政策、TBT、GATS、輸出振興、通商政策全般等で支援可能。現在想定している支援は人材育成のみ。インフラ支援は相手方政府のニーズ及びチリのキャパシティによるが、現段階では特に予定していない。ペルー・チリ間の第三国研修・専門家派遣については、WTO が経済的・政治的にインパクトのある問題であるだけに、ペルーはチリからの支援受け入れに敏感になる可能性がある。両国は戦争を行った経験もあり、隣国であるだけに対抗意識も強い。チリ自身は南南協力を外交戦略の一環として重視。自国のみを守るというより域内を守るという意識を持っている。JICA も「日本・チリ・パートナーシップ・プログラム」を一昨年結び、今年度中に動植物検疫の分野で近隣 8 国の域内ワークショップを開催する等連携を図っている。

### 第3章 APEC 域内の貿易自由化に向けた動き

## 第3章 APEC 域内の貿易自由化に向けた動き

### 3 - 1 地域統合と自由貿易協定

#### 3 - 1 - 1 地域統合

世界に存在する地域貿易協定のうち、GATT および WTO に届けられ実質的に活動を行っている協定の数、1999 年現在、119 である(WTO ホームページより)。その多くは 1990 年以降に締結されている。APEC 域内においても同様に、貿易の自由化に向けた動きはますます加速している。

WTO は 1995 年の調査報告の結論として、地域統合と多角的貿易システムとは相互補完的な関係となりうるとし、一定の条件下で地域貿易協定の締結を認めた。これは、ニューイシューと呼ばれるサービス、知的所有権保護、環境基準、投資政策や競争政策などが地域協定から発展しウルグアイ・ラウンド合意で言及されるに至ったというこれまでの経緯から、地域協定は将来的に多角的なものに発展する可能性があるとの認識が広まったからである。一方で、関税同盟や自由貿易圏の設立は加盟国に利益をもたらすと同時に他国の貿易利益を損ねる可能性もあるとし、WTO の最恵国待遇の原則を侵害する側面もあるという認識も根強い。

前述のように、地域自由貿易協定の締結は 1947 年 GATT 第 24 条において一定の条件が満たされた場合、特例として認められる。その条件とはすなわち、地域協定締結国以外の国にとって同協定が貿易障壁とならず、締結グループ内での貿易がより自由に行われるようになること 実質的に全ての貿易を対象とすること 10 年以内に関税を撤廃し、10 年間で自由化の移行期間とすることである。しかし、これらの条件は多様な解釈が可能であり、EU から「WTO は地域貿易協定に関するルールを明確化する必要がある」との指摘を受けるなど、その解釈については改善の余地が残されている。1996 年 2 月、WTO 一般理事会は「地域貿易協定委員会」(CRTA: Committee on Regional Trade Agreements)を設置した。同委員会の目的は、地域統合と WTO ルールの整合性、地域協定が多角的貿易システムに及ぼす影響、両者の関係性等を調査するとともに、地域貿易協定の増大に伴う、定期通報の審査の効率化とされている。

以下、APEC 域内の代表的な地域統合として、ASEAN 自由貿易地域 (AFTA)、南米南部共同市場 (MERCOSUR)、北米自由貿易協定 (NAFTA) の三協定を取り上げる。表 3-1 は APEC 加盟国の WTO 及び地域貿易協定への加盟状況を表しており、各地域統合の貿易政策と措置に関わる問題点につき後述している。

表 3 - 1 - 1 - 1 APEC 加盟国の WTO 及び地域貿易協定への加盟状況

| APEC加盟国    | WTO | AFTA | MERCOSUR | NAFTA |
|------------|-----|------|----------|-------|
| オーストラリア国   | ○   |      |          |       |
| ブルネイ王国     | ○   | ○    |          |       |
| カナダ国       | ○   |      |          | ○     |
| チリ共和国      | ○   |      | ○        |       |
| 中国         |     |      |          |       |
| 香港         | ○   |      |          |       |
| インドネシア国    | ○   | ○    |          |       |
| 日本国        | ○   |      |          |       |
| マレーシア国     | ○   | ○    |          |       |
| メキシコ国      | ○   |      | ○        | ○     |
| ニュージーランド国  | ○   |      |          |       |
| ペルー国       | ○   |      | ○        |       |
| フィリピン国     | ○   | ○    |          |       |
| パプアニューギニア国 | ○   |      |          |       |
| 大韓民国       | ○   |      |          |       |
| ロシア国       |     |      |          |       |
| シンガポール国    | ○   | ○    |          |       |
| 台湾国        |     |      |          |       |
| タイ国        | ○   | ○    |          |       |
| 米国         | ○   |      |          | ○     |
| ヴェトナム国     |     | ○    |          |       |
| 計：21ヶ国     | 17  | 7    | 3        | 3     |

資料：三和総合研究所作成

( 1 ) ASEAN 自由貿易地域 ( AFTA : ASEAN Free Trade Area )

設立の経緯

- 1992 年 1 月の ASEAN サミットにおいてその推進が合意され、1993 年 1 月 1 日より域内での関税引き下げを開始した。

貿易政策

- 共通実効特惠関税 ( CEPT : Common Effective Preferential Tariff ) 制度を用いて、段階的に域内関税の引き下げ、最終的には 2003 年までに 0 ~ 5% に引き下げ、CEPT 対象品目に関する数量制限を 2003 年までに撤廃することを目指している。
- AFTA の拡大は、1997 年 7 月より、ラオス国及びミャンマー国の ASEAN 加盟により実現した。カンボジアについても同時加盟が予定されていたが、同国の国内問題により延期された。
- 98 年 12 月 ASEAN サミットにおいて、CEPT 対象品目の拡大及び対象品目の域内関税の引下げを目標の 2003 年から 2002 年に前倒しすることを決定し、その結果、

AFTA 全体の実施終了年を目標より 1 年早め 2002 年とすることを決定した。

#### 貿易措置の問題点

- 通報された地域貿易協定の取扱いについて授權条項 ( GATT 第 24 条 ) と整合性が不適合である可能性が指摘される。
- 域内優遇制度 ( ASEAN 産業協力スキーム ) は域外国に対する貿易障壁を高める可能性があるとされる。

### ( 2 ) 南米南部共同市場 ( MERCOSUR : El Mercado Comun del Sur )

#### 設立の経緯

- 1995 年 1 月 1 日に発効、ブラジル国、アルゼンチン国、ウルグアイ国、パラグアイ国の 4 ヶ国を構成国として、2006 年の関税同盟設立を目指している。

#### 貿易政策

- アンデス共同市場諸国 ( コロンビア国、ベネズエラ国、エクアドル国、ボリビア国 (1996) の 4 ヶ国 ) との間において、2005 年のアンデス共同市場との自由貿易地域の創設合意に向けて交渉が続けられている。1997 年 12 月にはチリ共和国の自由貿易地域への参加を承認した。
- MERCOSUR を拡大して、南米自由貿易地域 ( SAFTA ) や米州自由貿易地域 ( FTAA ) に発展させていく構想を有している。
- EU との間では、1995 年 12 月に地域間経済協力協定を締結している。

#### 貿易措置の問題点

- 対外共通関税について、「実質的に同一の関税」 ( GATT24 条第 8 項 ) の要件に不適合の可能性はある。
- 対外共通関税の設定・引上げについて、「地域貿易協定の目的は構成領域と他の加盟国の間の貿易に対する渉外を引き上げることであってはならない」 ( GATT24 条 4 項 ) の規定に反する可能性がある。
- 域内国を除外して、域外国に選択的にセーフガード措置を適用していることが、「無差別原則」 ( セーフガード協定第 2 条 2 項 ) と GATT24 条第 8 項に違反する可能性がある。

### ( 3 ) 北米自由貿易協定 ( NAFTA : North American Free Trade Agreement )

#### 設立の経緯

- 1992 年 12 月 17 日に署名され、1994 年 1 月 1 日に米国、カナダ国、メキシコ国三

国間で発効した。

#### 貿易政策

- 域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、物及びサービスの通商規則（域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則の統一等）に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。
- 中南米諸国との関係強化を進めており、1994 年 12 月に NAFTA3 ケ国は、チリ共和国との加盟交渉を開始する旨合意し(加チリ共和国間の二国間自由貿易協定は先行して 1997 年 6 月発効)、他方同時期に開催された米州サミット（キューバ国を除く米州 34 ケ国が参加）において、2005 年までに米州自由貿易地域（FTAA）の交渉を終える旨合意している。

#### 貿易措置の問題点

- 域内における原産地証明取得の要件が実質的に厳しくなっており、「自由貿易協定の締結によって通商規則をより制限的にしてはならない」（1947 年 GATT24 条 5 項）の要件に反する可能性がある。
- 農産物貿易に関して、米国・カナダ国間やカナダ国・メキシコ国間において数量制限が維持され、1947 年 GATT11 条における数量制限の廃止条項に関する「実質上全ての貿易」の要件に不適合の可能性がある。
- NAFTA 協定第 802 条は、セーフガード措置の域内国への除外を認めているが、「選択的セーフガード措置の適用」は 1947 年 GATT24 条 8 項（b）に反する可能性がある。
- 域内関税および非関税障壁の撤廃スケジュールのなかに、15 年間の移行期間を設けている産品が存在する。これは「例外的な場合を除いて妥当な期間は 10 年と解する」（1947 年 GATT24 条）の要件を充足しているか疑いがある。

### 3 - 1 - 2 二国間および地域自由貿易協定の締結および実施状況

我が国はこれまで地域貿易協定締結よりも WTO を中心とする国際的な貿易投資ルールの整備と強化を推進することを基本政策としてきた。一方、APEC 域内各国は域内自由貿易協定および二国間貿易・投資協定の締結を積極的に進めている。自由貿易協定を推進する意義としては、相手国市場の開放によって自国企業にとってのビジネスチャンスが拡大する可能性が期待できること、市場の開放による経済活性化が期待されること、貿易投資のみでなく研究開発にまで協力が拡大する可能性があること、競争政策等の新分野について

WTO のルール作りへの貢献が期待できること等があげられる。

自由貿易協定と比較すると対象が限定されるとはいえ、投資協定の締結状況も各国の自由貿易への志向をはかるための参考となる。国際連合貿易開発会議（UNCTAD）によれば（2000 年 1 月）本調査対象国のうち二国間投資協定締結対象国が最多であるのはマレーシア国で 63 カ国、次いでインドネシア国は 52 ケ国、チリ共和国 45 ケ国、ヴィエトナム国 39 ケ国、フィリピン国 30 ケ国、ペルー国 26 ケ国、タイ国 23 ケ国、ちなみに我が国は 8 ケ国となっている。

以下に、WTO 地域貿易委員会（the Committee on Regional Trade Agreements）が、1947 年 GATT24 条、GATS 5 条、Enabling Clause において公表している地域自由貿易協定および二国間自由貿易協定の締結状況を本調査対象国について示す。なお、他 APEC 加盟国については、添付資料 3 - 1 に示した。

#### （１）マレーシア国

| 相手国                                                           | 協定名                                                                              | 発効年  |
|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------|
| ブルネイ王国、インドネシア国、ラオス国、ミャンマー国、フィリピン国、シンガポール国、タイ国、ヴィエトナム国         | A F T A<br>Common Effective Preferential Tariff Scheme for ASEAN Free-Trade Area | 1992 |
| チリ共和国、インドネシア国、ペルー国、フィリピン国、韓国、シンガポール国、タイ国、ヴィエトナム国、メキシコ国他 39 ケ国 | Global System of Trade Preferences                                               | 1989 |
| ブルネイ王国、インドネシア国、ラオス国、ミャンマー国、フィリピン国、シンガポール国、タイ国、ヴィエトナム国         | A F T A<br>Agreement on ASEAN Preferential Trade Arrangements                    | 1977 |

#### （２）フィリピン国

| 相手国                                                           | 協定名                                                                           | 発効年  |
|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| ブルネイ王国、インドネシア国、ラオス国、ミャンマー国、マレーシア国、シンガポール国、タイ国、ヴィエトナム国         | AFTA<br>Common Effective Preferential Tariff Scheme for ASEAN Free-Trade Area | 1992 |
| チリ共和国、インドネシア国、ペルー国、マレーシア国、韓国、シンガポール国、タイ国、ヴィエトナム国、メキシコ国他 39 ケ国 | Global System of Trade Preferences                                            | 1989 |
| ブルネイ王国、インドネシア国、ラオス国、ミャンマー国、マレーシア国、シンガポール国、タイ国、ヴィエトナム国         | AFTA<br>Agreement on ASEAN Preferential Trade Arrangements                    | 1977 |

|                                                                                                    |                                                                    |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------|
| エトナム国                                                                                              |                                                                    |      |
| バングラディッシュ国、インド国、ラオス国、韓国、スリランカ国、タイ国                                                                 | Bangkok Agreement                                                  | 1976 |
| バングラディッシュ国、ブラジル国、チリ共和国、エジプト国、イスラエル国、メキシコ国、パキスタン国、パラグアイ国、ペルー国、韓国、ルーマニア国、チュニジア国、トルコ国、ウルグアイ国、ユーゴスラビア国 | Protocol Relating to Trade Negotiations among Developing Countries | 1973 |

( 3 ) タイ国

| 相手国                                                               | 協定名                                                                           | 発効年  |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| ブルネイ王国、インドネシア国、ラオス国、ミャンマー国、マレーシア国、シンガポール国、フィリピン国、ヴィエトナム国          | AFTA<br>Common Effective Preferential Tariff Scheme for ASEAN Free-Trade Area | 1992 |
| ラオス国                                                              | タイ国 - ラオス非相互的譲歩                                                               | 1991 |
| チリ共和国、インドネシア国、ペルー国、マレーシア国、韓国、シンガポール国、フィリピン国、ヴィエトナム国、メキシコ国他 3 9 ケ国 | Global System of Trade Preferences                                            | 1989 |
| ブルネイ王国、インドネシア国、ラオス国、ミャンマー国、マレーシア国、シンガポール国、フィリピン国、ヴィエトナム国          | AFTA<br>Agreement on ASEAN Preferential Trade Arrangements                    | 1977 |
| バングラディッシュ国、インド国、ラオス国、韓国、スリランカ国、フィリピン国                             | Bangkok Agreement                                                             | 1976 |

( 4 ) インドネシア国

| 相手国                                                           | 協定名                                                                           | 発効年  |
|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| ブルネイ王国、フィリピン国、ラオス国、ミャンマー国、マレーシア国、シンガポール国、タイ国、ヴィエトナム国          | AFTA<br>Common Effective Preferential Tariff Scheme for ASEAN Free-Trade Area | 1992 |
| チリ共和国、フィリピン国、ペルー国、マレーシア国、韓国、シンガポール国、タイ国、ヴィエトナム国、メキシコ国他 3 9 ケ国 | Global System of Trade Preferences                                            | 1989 |
| ブルネイ王国、フィリピン国、ラオス国、ミャンマー国、マレーシア国、シンガポール国、タイ国、ヴィエトナム国          | AFTA<br>Agreement on ASEAN Preferential Trade Arrangements                    | 1977 |

( 5 ) ヴィエトナム国

| 相手国                                                          | 協定名                                                                           | 発効年  |
|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| ブルネイ王国、インドネシア国、ラオス国、ミャンマー国、マレーシア国、シンガポール国、タイ国、フィリピン国         | AFTA<br>Common Effective Preferential Tariff Scheme for ASEAN Free-Trade Area | 1992 |
| チリ共和国、インドネシア国、ペルー国、マレーシア国、韓国、シンガポール国、タイ国、フィリピン国、メキシコ国他 39 ケ国 | Global System of Trade Preferences                                            | 1989 |
| ブルネイ王国、インドネシア国、ラオス国、ミャンマー国、マレーシア国、シンガポール国、タイ国、フィリピン国         | AFTA<br>Agreement on ASEAN Preferential Trade Arrangements                    | 1977 |

( 6 ) ペルー国

| 相手国                                                                                                  | 条約名                                                                        | 発効年  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------|
| チリ共和国                                                                                                | 自由貿易協定                                                                     | 1998 |
| チリ共和国、インドネシア国、フィリピン国、マレーシア国、韓国、シンガポール国、タイ国、ヴィエトナム国、メキシコ国他 39 ケ国                                      | Global System of Trade Preferences                                         | 1989 |
| ボリビア国、コロンビア国、エクアドル国、ベネズエラ国                                                                           | Cartagena Agreement, establishing the Andean Group                         | 1988 |
| アルゼンチン国、ボリビア国、ブラジル国、チリ共和国、コロンビア国、キューバ国、エクアドル国、メキシコ国、パラグアイ国、ウルグアイ国、ベネズエラ国                             | Montevideo Treaty, establishing the Latin American Integration Association | 1981 |
| バングラディッシュ国、ブラジル国、チリ共和国、エジプト国、イスラエル国、メキシコ国、パキスタン国、パラグアイ国、フィリピン国、韓国、ルーマニア国、チュニジア国、トルコ国、ウルグアイ国、ユーゴスラビア国 | Protocol Relating to Trade Negotiations among Developing Countries         | 1973 |
| 米国                                                                                                   | 自由貿易協定                                                                     | N/A  |
| ブラジル国(アンデス共同体の加盟国として)ペルー国、エクアドル国、コロンビア国及びベネズエラ国                                                      | Partial Scope Economic Complementation/Agreement                           | N/A  |

( 8 ) チリ共和国

| 相手国 | 条約名 | 発効年 |
|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|

|                                                                                                     |                                                                            |      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------|
| メキシコ国                                                                                               | 包括的自由貿易協定                                                                  | 1998 |
| ペルー国                                                                                                | 自由貿易協定                                                                     | 1998 |
| 韓国                                                                                                  | 自由貿易協定締結のための特定措置に関する韓国とチリ共和国の間の合意                                          | 1998 |
| カナダ国                                                                                                | 自由貿易協定                                                                     | 1997 |
| EU                                                                                                  | 政治経済協力枠組協定(自由貿易協定協議中)                                                      | 1996 |
| ヴェネズエラ国                                                                                             | 自由貿易協定                                                                     | 1993 |
| メキシコ国                                                                                               | 自由貿易協定                                                                     | 1991 |
| ペルー国、インドネシア国、フィリピン国、マレーシア国、韓国、シンガポール国、タイ国、ヴィエトナム国、メキシコ国他 39ヶ国                                       | Global System of Trade Preferences                                         | 1989 |
| アルゼンチン国、ボリビア国、ブラジル国、ペルー国、コロンビア国、キューバ国、エクアドル国、メキシコ国、パラグアイ国、ウルグアイ国、ベネズエラ国                             | Montevideo Treaty, establishing the Latin American Integration Association | 1981 |
| バングラディッシュ国、ブラジル国、ペルー国、エジプト国、イスラエル国、メキシコ国、パキスタン国、パラグアイ国、フィリピン国、韓国、ルーマニア国、チュニジア国、トルコ国、ウルグアイ国、ユーゴスラビア国 | Protocol Relating to Trade Negotiations among Developing Countries         | 1973 |

### 3 - 2 各ドナーによる支援状況

#### 3 - 2 - 1 マレーシア国

アジア経済危機以前のマレーシア国における最大のドナーは、デンマーク国（9.9 百万ドル、1997 年）であり、ドイツ国（6.4 百万ドル）、UNDP（5.2 百万ドル）、オーストラリア国（2.9 百万ドル）がそれに続いていた。日本国の対マレーシア国支援は、マレーシア国が国民の一人当たり GNP が円借款基準を上回り、94 年度を最後に円借款スキームから「卒業」していたため、97 年度の ODA 純支出額はマイナス 258.9 百万ドルであった。しかし、1998 年度は経済危機への対応のために、留学プログラムや高等教育借款基金計画等への円借款が供与され、日本国の対マレーシア国 ODA 支出純額は一転して、179.1 百万ドルに跳ね上がった。

WTO 協定履行支援に関しては、これまでに人材育成（セミナー、ワークショップなど）を中心として WTO、UNDP、APEC、ASEM、WCO、JICA、EU、AusAID、KOICA、英連邦事務局などから援助が実施されている。分野的には、農業、SPS、TBT、TRIPS、TRIMs、アンチ・ダンピング、補助金及び相殺措置、GATS、紛争処理等、幅広く実施されている。

表 3 - 2 - 1 - 1 WTO 協定に関連する各ドナーの支援状況（マレーシア国）

| 支援分野   | 日本                                     | WTO          | その他のドナー（支援内容/ドナー） |                 |
|--------|----------------------------------------|--------------|-------------------|-----------------|
| WTO 全般 |                                        | 貿易政策コース      | ワークショップ           | 英連邦事務局          |
|        |                                        | セミナー・ワークショップ | 研修プログラム           | KOICA           |
|        |                                        |              | セミナー              | KIEP & APEC     |
| 農業・SPS | 専門家派遣（SPS）                             | セミナー         | セミナー              | ASEM            |
|        | プロジェクト（食品衛生強化プロジェクト、平成 13 年度開始）        |              | 地域研修（SPS）         | AusAID          |
|        | 開発調査（冷蔵・冷凍所品市場開発調査）                    |              | 地域研修（農業・SPS）      | UNDP            |
| TBT    | 開発調査（工業標準化・品質管理振興）                     |              | 第三国研修（基準・適合性）     | APEC/ PFP プログラム |
|        | プロジェクト（標準工業研究所計量センター）                  |              |                   |                 |
|        | 専門家派遣（IEC65、JIS 認証制度導入、電気用品国際基準試験能力向上） |              |                   |                 |

| 支援分野    | 日本                           | WTO       | その他のドナー（支援内容/ドナー） |                     |
|---------|------------------------------|-----------|-------------------|---------------------|
|         | プロジェクト連携促進事業（工業標準、相互承認）      |           |                   |                     |
| AD・相殺措置 |                              | 地域研修      | 研修                | WTO & EC            |
| 関税評価    |                              |           | セミナー・ワークショップ      | WCO                 |
| 原産地規則   |                              |           | 地域研修              | APEC                |
| 補助金     |                              | 地域研修      | 地域研修              | APEC                |
| GATS    |                              | 研修        | 地域研修              | APEC                |
|         |                              |           | 研修（GATS 交渉）       | ブルネイ                |
|         |                              |           | 研修プログラム（金融）       | 豪州・APEC 研究センター      |
| TRIPS   | プロ技（特許庁機械化プロジェクト、平成 13 年度開始） |           | 地域研修              | UNDP、APEC/PFP プログラム |
|         | プロジェクト連携促進事業（工業所有権）          |           | アドバイス             | WIPO                |
|         |                              |           | 専門家派遣             | 日本国、EPO、UK          |
|         |                              |           | 在外研修              | 日本国、オーストラリア国、EPO    |
|         |                              |           | 研修                | WIPO、APEC、EPO       |
| 紛争処理    |                              | 法支援（技術支援） | ワークショップ           | APEC                |
| 政府調達    |                              |           | PFP ワークショップ       | APEC                |

国際協力事業団では、これまで直接的・間接的に WTO 義務履行に関わる支援をアドホック・ベースに実施してきた。例えば開発調査では、「裾野産業技術移転計画調査」、「冷蔵・冷凍所品市場開発調査」などが近年実施され、専門家も工業標準、食品衛生等の分野で派遣されている。分野別に見ると、特にマレーシア標準工業研究所（SIRIM Berhad）に対して、専門家派遣、プロジェクト方式技術協力、開発調査、プロジェクト連携促進事業の形で工業標準・認証制度に関連する支援が積極的に実施されてきた。マレーシア国が近隣諸国に対する第三国研修の受け皿となれるよう南南協力に対する支援も推進しており、APEC の枠組の下での「PFP（前進のためのパートナー、Partners for Progress）プログラム」に基づく SIRIM を受け皿とした工業標準分野の 5 年間の研修プログラムはその一例である。知的財産権の分野では平成 13 年度の開発調査新規案件として、国内取引消費者省の知的財産局に対する「知的財産局情報技術活用支援」の要請書が提出されている。また、保健省に対する「食品衛生強化」に関するプロジェクト方式技術協力案件も 13 年度から開始される予定である。

### 3 - 2 - 2 フィリピン国

フィリピン国における最大のドナーは日本国（319 百万ドル、1997 年）であり、ドイツ国（57 百万ドル、1997 年）、アジア開発銀行（49 百万ドル、1997 年）、オーストラリア国（43 百万ドル、1997 年）、欧州委員会（35 百万ドル、1997 年）等がそれに続く。1998 年現在、フィリピン国は我が国の二国間 ODA の受取国第 7 位となっており、1998 年までの累計支出純額は 84 億ドルで第 3 位である。フィリピン国にとって我が国は最大の援助国であり、対フィリピン国二国間 ODA の半分以上（56.3%、1997 年）が日本からの供与である。

日本の政府開発援助は、両国の貿易・投資等の密接な関係を踏まえて行なわれてきた。フィリピン国は依然として深刻な貧困問題を抱えており、貧困人口率は 35%（1998 年）に上るため、援助ニーズは高い。フィリピン経済はアジア経済危機による通貨ペソの下落に加え、エル・ニーニョ現象の影響による農業生産の不振に由来する景気後退に直面しており、日本政府は現在、フィリピン国の一層の経済・社会改革努力を積極的に支援している。<sup>1</sup>

国際協力事業団では、これまで WTO に関連する支援（プロジェクト方式技術協力、専門家派遣など）をアドホックに実施してきた。プロジェクト方式技術協力案件としては、知的財産権分野において、1999 年 5 月から 2003 年 5 月までの予定で、貿易産業省知的所有権庁（IPO/DTI）に対し、特許事務処理の効率的な実施を支援すべく、データベースと処理システム構築のための機材提供ならびに長期・短期専門家派遣、1999 年 4 月から 2003 年 3 月までの予定で貿易産業省規格局（BPS/DTI）に対し、基準・認証分野の重要な一部を担う電気・電子機器製品の試験技術向上に向けた検査機器の提供ならびに専門家派遣を行っているところである。

日本からの長期専門家は、上述のプロジェクト方式技術協力と関連する工業所有権近代化（貿易産業省知的所有権庁 IPO/DTI）および電気・電子製品試験技術協力（貿易産業省製品規格局 BPS/DTI）に加え、投資促進・輸入工業開発（貿易産業省投資委員会 BOI/DTI）、税関手続におけるリスクマネジメント（財務省関税局）、電気通信政策（運輸通信省）等の各分野に派遣されている。

フィリピン国における WTO 関連分野の支援においては、USAID のプレゼンスが高い。USAID は、フィリピン国に対して「Accelerating Growth, Investment, and Liberalization

---

<sup>1</sup> 「1999 年 ODA 白書（下巻）」から一部抜粋。

with Equity Activity (AGILE)プロジェクト」の一環として、フィリピン国政府の金融政策の改善や経済政策のガバナンス向上と並び、貿易・投資政策の改善に向けた支援に取り組んでいる。この AGILE プロジェクトは、1998 年 6 月から 2001 年 9 月までの 3 ヶ年プロジェクトとして行われてきたが、2002 年半ばまで延期されることとなった。

同プロジェクトにおける WTO 関連の支援概要は以下のとおりである。

表 3 - 2 - 2 - 1 U S A I D による W T O 関連の支援概要（フィリピン国）

| WTO に係る支援分野                | 支援対象機関等                       | 支援概要                                                               |
|----------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 関税評価                       | 関税局                           | 関税評価法の整備支援<br>税関の業務手続の改善支援                                         |
| WTO 義務履行( WTO 諸協定に係る国内法整備) | 貿易工業省(DTI)<br>他               | アンチ・ダンピング、セーフガードに係る国内法整備支援                                         |
| 組織改善                       | 農業省(DA)                       | SPS 協定に関連する国際基準の情報収集および行政組織体制設立支援                                  |
| 貿易・投資促進                    | フィリピン輸出業者連合<br>( Philexport ) | 政策分析支援                                                             |
| 農業分野(貿易・投資関連)              | 国 家 食 糧 局<br>(NFA)            | NFA の民営化支援(貿易実務部門と規制部門の分離の準備)                                      |
|                            | 農業省(DA)                       | 植物新種保護情報等関連国内法整備支援<br>コメの貿易自由化の影響分析                                |
| 知的財産権                      | 貿易工業省                         | 知的財産権関連国内法(集積回路配置法)整備支援                                            |
| 投資分野に関わるその他の支援             |                               | 電気通信の政策・規制向上<br>小売業自由化<br>港湾業のコスト削減<br>電力自由化<br>電子商取引分野の法整備等に向けた支援 |

( 一般公開資料および現地調査に基づき作成 )

なお、同プロジェクト全体の予算規模は延期前までの 3 ヶ年で 20 百万ドルである。

### 3 - 2 - 3 タイ国

タイ国における最大のドナーは日本国（468 百万ドル、1997 年）であり、ドイツ国（36 百万ドル、1997 年）、国際機関（31 百万ドル、1997 年）、デンマーク国（29 百万ドル、1997 年）等がそれに続く。

タイ国においては、これまで WTO 義務履行に直接的・間接的に関わる人材育成（セミナー、ワークショップならびにトレーニングコースの実施）、制度及び組織能力強化などの支援が WTO、APEC、WCO、JICA、USAID、AusAid 等により行われてきた。

APEC は 1995 年の大阪閣僚会議において「前進のためのパートナー（PFP/ Partners for Progress）」の下、貿易・投資の自由化・円滑化を支援する協力の実施を採択し、97 年より、

知的所有権、基準適合性評価、競争政策の各分野に関する研修プロジェクトを行っている。タイ国政府からの参加者の間でも、APEC 各国のカウンターパートとの連携強化の促進に資するとの評価が高い。

日本国の政府開発援助は、日系企業の生産拠点のタイ国への進出などを背景とする両国間貿易・投資等の密接な関係を踏まえて行われてきた。また、1994 年 8 月に合意された「技術協力における日本・タイ・パートナーシップ・プログラム」に基づき、タイ国で実施する第三国研修の拡充、他の途上国への共同での専門家派遣等が行われており、タイ国が援助国としての役割を果たしていくことに向けての支援が行われている。

国際協力事業団では、これまで WTO に関連する国際知的財産権、工業所有権、標準化、電気通信等の分野において、一般技術研修及び第三国研修、ならびに専門家派遣等の支援を実施してきた。また、プロジェクト方式技術協力により、知的財産局内に工業所有権情報センターを構築し、同局の工業所有権出願への対応及び一般への情報提供に係る能力強化を図った（1995～2000 年）。

世界銀行タイ国事務所によれば、今後、タイ国において WTO 関連で注力すべき支援分野は、関税手続の迅速化、透明性向上、輸入価格評価の強化、外国人事業法と GATS の関係の調査、競争政策執行の能力強化、知的財産権関連法の実施強化、政府調達

の透明性向上の 6 分野である。  
上記分野の一部を含む WTO 関連分野に関する 2001 年度の援助予定概況は以下のとおりである（なお、以下のリストは網羅的なものではない）。

表 3 - 2 - 3 - 1 WTO 協定に関連する各ドナーの支援状況（タイ国）

| 支援分野                        | 必要予算（単位：米ドル） | ドナー            |
|-----------------------------|--------------|----------------|
| 関税手続改革                      | 510,000      | 世銀 / EMAL      |
| 輸入価格評価システム支援                | 350,000      | 世銀 / EMAL      |
| 競争政策に関する組織能力向上支援<br>（実行済み）  | 100,000      | AusAid         |
| 競争政策に関する組織能力向上支援            | 100,000      | 未定             |
| 競争法・様相政策の実施支援               | 50,000       | 未定             |
| 基本電気通信の許認可及び組織強化            | 300,000      | PPIAF          |
| 国家電気通信委員会の組織形成              | 200,000      | PPIAF          |
| 海運サービス分野の規制枠組み調査            | 250,000      | フランス国          |
| 高速輸送の民営化                    | 200,000      | 世銀 / EMAL      |
| 陸上輸送サービスの規制枠組み調査            | 200,000      | 世銀 / EMAL      |
| 通信、運輸及びエネルギー分野の民営化<br>計画の評価 | 500,000      | GTZ（一部）<br>他未定 |

また、金融分野の支援に関しては、通貨危機以来の最重要支援課題であったことから、世界銀行、アジア開発銀行などの国際援助機関、ASEM 等の地域組織ならびに日本国をはじめとする各国支援機関により多数の援助がなされており、今後も継続される予定である。これら金融分野の支援は、間接的に WTO/GATS 金融議定書の義務履行の促進に寄与するものと思われる。

知的財産権分野に関しては、WIPO などの国際機関によるシンポジウムやトレーニングコース（例えば 2000 年 9 月に WIPO 主催による知的財産権の執行に関するシンポジウム）知的財産権に関する二国間協力協定等に基づく支援（豪州 - タイ知的財産に関する協力合意（1997 年） EU - ASEAN 知的財産権協力合意（1998 年） 欧州各国との二国間協力合意等が存在）が行われている。また、我が国は、この分野に関しても既述の APEC/PFP の枠組みによる支援を行っており、1999 年 12 月には、JICA の第三国支援によるトレーニングプログラムをバンコクにおいて実施している。

サービス分野に関しては、WTO 等のワークショップ・セミナー等が開催されている他、2000 年 6 月にも、バンコクにおいてアジア地域の貿易及び産業所轄省庁による SEOM-MITI のセミナーを海外貿易開発協会（JODC）及びタイ国政府が共催している。

TBT/SPS 分野に関しては、SPS 分野のセミナーが開催されたことを除いては、タイ国内における支援は殆ど行われてこなかったものの、記述の APEC/PFP の枠組みでの他のアジア諸国におけるワークショップ、日本規格協会の主催によるアセアン各国担当者出席によるセミナー（2001 年 2 月）等が開催されている。

### 3 - 2 - 4 インドネシア国

インドネシア国における最大のドナーは日本国（497 百万ドル、1997 年）であり、ドイツ国（115 百万ドル、1997 年）、豪州（79 百万ドル、1997 年）、国際機関（アジア開発銀行、世界銀行など、国際機関合計 52 百万ドル、1997 年）がそれに続く。WTO に関しては、これまでに人材育成（セミナー、ワークショップなど）を中心として WTO、APEC、WCO、USAID、JICA などから援助が実施されてきた。

国際協力事業団では、これまで WTO に関連する支援（開発調査、専門家派遣など）をアドホックに実施してきた。例えば、開発調査では関税システム改善計画調査、インドネシア国デザイン振興計画調査などがある。また、専門家も金融政策、貿易金融管理、投資促進、通信政策、中小企業振興、規制緩和・競争政策の策定支援、知的財産権などの分野で活躍している。

アジア開発銀行では、中小企業振興、規制緩和と競争原理の導入、金融サービス監督機関の設立、国有企業の民営化とリストラクチャリング、地方政府とコミュニティの開発など WTO に関連する様々な分野においてプロジェクトを実施している。しかしながら、WTO に直接的に関与するプロジェクトは存在せず、WTO 協定実施のキャパシティ・ビルディングという観点ではプロジェクトを実施していない。但し、関税関係でプロジェクトを実施することを計画しているので、当該分野においては意見調整を行う必要がある。世界銀行においても、監査、金融リフォーム、通信セクター近代化などのプロジェクトを個別に実施しているが、WTO という切り口ではほとんど援助経験がない。

表 3-2-4-1 WTO 協定に関連する各ドナーの支援状況（インドネシア国）

| 支援分野   | 日本                | WTO        | その他のドナー（支援内容/ドナー） |            |
|--------|-------------------|------------|-------------------|------------|
| WTO 全般 |                   | WTO 導入セミナー |                   |            |
| 通知     |                   |            | 研修                | KOICA      |
| 農業・SPS |                   | 調査         |                   |            |
| TBT    | ワークショップ<br>円借款    |            | ワークショップ           | IDB        |
| AD     |                   | ワークショップ    |                   |            |
| 関税評価   | 開発調査              |            | 関税評価              | APEC       |
|        |                   |            | 研修                | APEC & WCO |
|        |                   |            | プロジェクト実施予定        | ADB        |
| 補助金    |                   | ワークショップ    | 民営化とリストラ（技術支援）    |            |
| GATS   |                   | アドバイス      | 金融サービス監督（技術支援）    | ADB        |
|        | 専門家派遣<br>（中小企業振興） |            | 中小企業支援（技術支援）      | ADB        |
|        |                   |            | 金融リフォーム           | 世界銀行       |
|        | 専門家派遣<br>（通信政策）   |            | 通信セクター近代化         | 世界銀行       |

|       |                  |  |                 |           |
|-------|------------------|--|-----------------|-----------|
| TRIPS | 専門家派遣<br>(知的所有権) |  | プロジェクト          | 世界銀行      |
|       | ワークショップ          |  | 専門家派遣           | AusAID    |
|       | 開発調査<br>(デザイン振興) |  | 調査              | USAID     |
|       |                  |  | ワークショップ         | EU、WIPO   |
| 紛争処理  |                  |  | ワークショップ         | ニューゼーランド国 |
| 規制緩和  | 専門家派遣予定          |  | 規制緩和と競争促進(技術支援) | ADB       |

資料：エコノミーレポート(インドネシア国)、世界銀行ウェブサイト、アジア開発銀行ウェブサイト、JICA 資料

### 3 - 2 - 5 ヴィエトナム国

ヴィエトナム国における最大のドナーは日本国(233 百万ドル、1997 年)であり、IDA(180 百万ドル、1997 年)、ADB(148 百万ドル、1997 年)、フランス国(64 百万ドル、1997 年)がそれに続く。WTO に関しては、これまでに人材育成(セミナー、ワークショップなど)を中心として UNDP、UNCTAD、WTO、APEC、WCO、JICA、CIDA、AusAid、EU などから豊富な援助が実施されてきた。特に UNDP、UNCTAD による WTO 加盟支援は包括的なものであり、UNDP のコーディネーションのもとに UNCTAD のジュネーブ事務局が WTO および WCO と協議して、具体的な加盟指導を行っている。現在、WTO 関連支援に関しては、ヴィエトナム国商業省の要請を受けて EU が調整役を引受けており、ドナー間の意見交換と調整を開始している。

1993 年に WTO 事務局より TPR ミッションが派遣されて以来、UNDP-UNCTAD を中心とする加盟支援プログラムが実施されている。特に商業省およびその他の政府職員の能力向上については、UNDP の調整のもと、CIDA、AusAid、EU を含め、各国の援助機関が UNCTAD および WTO 事務局と協力してセミナーや研修の実施、WTO 主催セミナーへの派遣を行っており、既に一般的なレベルの知識普及は終わったとしている。EU は 1998 年から EC-Vietnam Strategy Program に基づいて商業省を中心とした支援に着手、第一フェーズでは商業省における通商関連 LAN の敷設と研修および職員の政策能力向上、先進各国の貿易政策の分析と同国の一部産業分野における影響分析等を行っている。2001 年からのフェーズ II では商業省 LAN と関連省庁、ハノイとホーチミンに設置予定の通商関連情報ポイント(GTPN)を結ぶ WAN の敷設および協定別にさらなる研修が実施されることになっている。

国際協力事業団では、これまで WTO に関連する支援(研修員受入、開発調査、専門家派遣など)をアドホックに実施してきた。例えば、研修員受入では WTO 加盟支援、貿易振興、貿易保険、関税・税関行政、輸出管理実務、工業所有権制度、標準化/計量/検査制度、

衛生検疫制度に関する集団研修や第三国研修への派遣などがある。開発調査では市場経済化支援計画策定調査、工業標準化・品質管理強化計画などがある。市場経済化支援調査では、産業貿易部会が AFTA/WTO 加盟に伴う産業影響評価と政策助言を行っている。プロジェクト方式技術協力では工業所有権業務近代化プロジェクトが代表的なものである。また、専門家も法制度整備支援、金融政策、貿易振興・投資促進、投資促進、関税政策/税関行政、中小企業育成計画、工業標準化、知的財産権などの分野で活躍している。

アジア開発銀行では、中小企業振興、規制緩和と競争原理の導入、金融サービス監督機関の設立、国有企業の民営化とリストラクチャリング、農業・農村の開発など WTO に関連する様々な分野においてプロジェクトを実施している。しかしながら、WTO 加盟国ではないことから、WTO に直接的に関与するプロジェクトは存在せず、協定実施のキャパシティ・ビルディングという観点では具体的な実施体制を組んでいない。世界銀行においては、中小企業新興、金融セクター改革、通信セクターの規制緩和などのプロジェクトを個別に実施している。

表 3 - 2 - 5 - 1 WTO 協定に関連する各ドナーの支援状況（ヴィエトナム国）

|          | 日本            | WTO        | その他のドナー（支援内容/ドナー） |                               |
|----------|---------------|------------|-------------------|-------------------------------|
| WTO 加盟支援 | 専門家派遣 (JETRO) | WTO 導入セミナー | 商業省キャパシティ・ビルディング  | UNDP/スロバキア/フィンランド/国           |
|          | WTO 加盟支援      | 専門家派遣      | WTO 協定の翻訳支援       | UNDP                          |
|          | セミナー          |            | 貿易政策支援            | EU/スロバキア/フィンランド/国             |
|          | 研修員受入         |            | 専門家派遣             | スロバキア/WCO/GTZ                 |
|          | 法令整備支援        |            | 専門家派遣、シミュレーション研修  | CIDA/WTO                      |
|          |               |            | WTO 関連資料出版        | スロバキア/フィンランド/国                |
|          |               |            | 経済改革支援            | GTZ/スウェーデン/国                  |
|          |               |            | 加盟支援パッケージ         | GTZ                           |
|          |               |            | 貿易・輸出振興支援         | スロバキア                         |
|          |               |            | セミナー/ワークショップ      | KOICA/スロバキア/フィンランド/国/スウェーデン/国 |
|          |               |            | 貿易英語研修            | スロバキア/フィンランド/国                |
|          |               |            | 奨学金（国内研修）         | スロバキア/フィンランド/国                |
| 農業・SPS   | 研修員受入         |            | 専門家派遣             | スロバキア/フィンランド/国                |
|          | 専門家派遣         |            | ワークショップ           | AusAid/スロバキア/フィンランド/国/ FAO    |
|          |               |            | 専門家派遣             | WTO/UNCTAD                    |
|          |               |            | 食糧関連法整備           | スロバキア/フィンランド/国                |
|          |               |            | 政策支援              | FAO                           |
| TBT      | PFP           |            | セミナー/ワークショップ      | スロバキア/フィンランド/国/ AusAid        |
|          | 開発調査(QC)      |            |                   |                               |
|          | 長期専門家派遣       |            |                   |                               |
|          | 研修員受入         |            |                   |                               |

|           |                   |  |                            |                                |
|-----------|-------------------|--|----------------------------|--------------------------------|
| 関税および関税譲許 | 長期専門家派遣           |  | 専門家派遣                      | WCO/APEC/ 仏 / USAid/ニュージ-ランド 国 |
|           | 関税専門家派遣           |  |                            |                                |
|           | 研修員受入             |  |                            |                                |
|           | 第三国研修             |  |                            |                                |
| 関税評価      | 長期専門家派遣           |  | 専門家派遣                      | APEC                           |
|           | 研修員受入             |  | 専門家派遣                      | 仏/AusAid/ニュージ-ランド 国            |
|           | 第三国研修             |  | 専門家派遣                      | WCO                            |
| 原産地規則     | セミナー              |  |                            |                                |
| 繊維        |                   |  | ワークショップ                    | ニュージ-ランド 国                     |
| 補助金・相殺措置  |                   |  | ワークショップ、法律草案作成、イタリヤ国での実務研修 | イタリヤ国                          |
| GATS      |                   |  | セミナー/ ワークショップ              | AusAid                         |
|           |                   |  | オーストラリア国派遣研修               | AusAid                         |
| TRIPS     | 長期専門家派遣（知的所有権）    |  | セミナー                       | AusAid、スイス国、APEC、EU            |
|           | 研修員受入             |  |                            |                                |
|           | プロ技協力（工業所有権業務近代化） |  |                            |                                |
| 紛争処理      | ワークショップ           |  |                            |                                |

出展：エコノミーレポート（ヴェトナム国）、JICA 資料、EU 資料、UNDP 資料、MOT 資料を元に作成

### 3 - 2 - 6 ペルー国

ペルー国における最大のドナーは米国（119 百万ドル、1997 年）であり、UNDP（96 百万ドル、1997 年）、ドイツ国（85 百万ドル、1997 年）、日本国（38 百万ドル、1997 年）等がそれに続く。WTO 義務履行に関する能力向上支援に関しては、ペルー国ではこれまでに WTO、IDB、FAO、アンデス共同体、APEC、KOICA、GTZ 等によって人材育成支援が実施されてきた。これらの研修には、WTO 関連業務の窓口である産業観光統合貿易交渉省（MITINCI）の貿易業務担当スタッフが参加することが多い。しかし、個別協定の実施に責任を負う他の省庁も専門化した技術支援の対象となっている。

国際協力事業団では、（１）貧困対策、（２）社会セクター支援、（３）経済基盤整備、（４）環境保全、を対ペルー国支援の重点分野としている。WTO 協定履行に対する支援としては、貿易問題や輸出振興に関する専門家派遣、国別特設研修、第三国研修等を単発的に実施してきた。しかし、現地の治安情勢が思わしくないため、少なくとも今後 1 年間は日本国からの長期専門家の派遣は難しいとみなされており、またフジモリ政権後の国内情勢の不安定さも重なって、二国間協力の枠組だけで対ペルー国支援を考えるのは難しいとの判断がある。従って、対応策として、他ドナーとの協調や言葉の問題がない近隣諸国との南南協力の活用等が考案されている。

カナダ国際開発庁（CIDA）のアメリカ局は、中米、カリブ海地域、南米の3つの地域における援助活動を担当し、貿易を通じて社会格差を縮小することを目的として貿易分野の支援を中米、カリブ海地域で積極的に実施している。しかし、ペルー国では（1）マイクロクレジット、（2）水資源開発、（3）社会開発を優先支援課題としているため、貿易は支援対象分野から外れている。CIDA としては、ペルー国の現在の経済発展状況から、インフラ支援は必要ないと判断している。

米州開発銀行（IDB）では、貿易及び経済統合分野への融資は優先支援分野の一つであり、IDB の支援対象地域の中では、カリブ海地域に貿易関連業務の能力向上支援を積極的に行っている。ペルー国に対する貿易分野の支援は現在のところ特に行っていない。また、ペルー国は既に経済発展がかなり進んでいるため、IDB の融資基準では、ペルー国に対して単なる国内研修プログラムに資金を提供することはできない。

現状では、アドホックに開催される特定の貿易関連課題に関する研修に単発的に参加するに留まっており、組織的かつ継続的な能力向上を目指した技術支援努力はほとんど行なわれていない。また、ペルー国政府の深刻な財政赤字のために各省庁とも緊縮財政を余儀なくされており、業務経費が厳しく削減されている。従って、政府職員が研修に出向くための資金の確保が難しいという問題を抱えている。

表3 - 2 - 6 - 1 WTO 協定に関連する各ドナーの支援状況（ペルー国）

| 支援分野     | 日本          | WTO     | その他のドナー（支援内容/ドナー）           |                  |
|----------|-------------|---------|-----------------------------|------------------|
| WTO 全般   | 専門家派遣（輸出振興） | 国内研修    | 研修                          | KOICA            |
|          | N/A.        | CD-ROM  | 研修                          | アンデス共同体事務局、IDB   |
|          | N/A.        | 貿易政策コース | N/A.                        | N/A.             |
| 農業・SPS   | N/A.        | N/A.    | WTO 協定及び農業貿易交渉の評価に関するプロジェクト | FAO、GTZ          |
|          | N/A.        | N/A.    | 研修（農業交渉）                    | ALADI、IICA、INTAL |
|          | N/A.        | N/A.    | 調査（農業交渉）                    | IDS、DFID         |
|          | N/A.        | N/A.    | 研修（マーケット・アクセス）              | N/A.             |
|          | N/A.        | N/A.    | 研修（食品安全保障）                  | N/A.             |
| TBT      | N/A.        | 研修      | 研修（TBT）                     | 国際商工会議所          |
| AD       | N/A.        | 研修      | 研修                          | N/A.             |
| 関税評価     | N/A.        | 研修      | 研修                          | APEC             |
| 補助金・相殺措置 | N/A.        | 研修      | 研修                          | APEC             |
| GATS     | N/A.        | N/A.    | 研修                          | LAES、IDB         |
|          | N/A.        | N/A.    | 研修（GATS、N/AFTA におけるサービス貿易）  | アンデス共同体事務局       |
|          | N/A.        | N/A.    | アドハック                       | N/A.             |
| TRIPS    | N/A.        | N/A.    | 研修                          | APEC             |

### 3 - 2 - 7 チリ共和国

チリ共和国における最大のドナーは日本国（43.2 百万ドル、1997 年）であり、ドイツ国（33.8 百万ドル、1997 年）、フランス国（17.4 百万ドル、1997 年）、国際機関（CEC、UNDP など、国際機関合計 23.4 百万ドル、1997 年）がそれに続く。チリ共和国の一人当たりの GDP は 4,820 ドルと比較的高く、OECD の DAC リストでも上位中所得国（Upper Middle Income Countries and Territories）に分類されているため、援助ニーズは総論として高いとは言えない。むしろ、開発の先進事例が豊富であり、後発途上国に移転できる経験と技術がある。そのため、南南協力におけるドナーとなる可能性が高い。

我が国はこれまで様々な援助を行ってきたが、分野的には農業・鉱業・水産・環境などが中心であり、直接的に WTO に関連する支援は行われてこなかった。間接的に関連する支援としては、「地域経済開発・投資促進支援計画調査」（平成 12 年 3 月～13 年 9 月実施）がある。その他、専門家派遣や研修を通じ、間接的に WTO に関連のある分野において支援を実施してきた。また、1999 年 6 月に日本・チリ・パートナーシップ・プログラム（JCPP）を締結し、チリ共和国を南米の南南協力の拠点とすることを決めた。第三国研修では、1998 年までに 100 名以上の研修実績があり、26 名の第三国専門家（平成 12 年 11 月現在）を派遣している。